

# 遠軽町議会における新型コロナウイルス等感染予防対応マニュアル

令和2年12月18日 議長決裁

令和4年9月14日 一部改正

## 1 目的

このマニュアルは、新型コロナウイルス等の感染拡大を防ぐため感染予防対策を講じるとともに、今後、町議会議員又はその同居家族（以下「議員等」という。）が新型コロナウイルス等に感染した場合に迅速かつ適切な対応を行い、感染の拡大防止を図ることを目的とする。

## 2 感染予防対策の基本的事項

- (1) 会議等開催日の朝に自宅で検温を行い、発熱の症状が見られる場合は登庁しないものとする。
- (2) 手洗いや手指の消毒を行うとともに、マスクを着用するものとする。
- (3) 会議等の開催にあつては、可能な限り密閉、密集、密接を避けるとともに、会議時間を短縮するための方策を講じるものとする。
- (4) 会議室等においては常時換気を行う（常時換気を行うことができない場合は毎時2回以上換気を行う）。
- (5) 会議室等は適度な室温、湿度を保てるよう方策を講じるものとする。
- (6) 議場内のマスク着用により脱水症状の危険性が高まることから、本マニュアルによる対応中に限り、脱水症状予防に係る水分補給に限定し、特例としてペットボトルや水筒等の持込みを許可する。（水やお茶を想定。議員、執行部職員、傍聴席すべて同様）

## 3 感染の可能性がある場合の対応

- (1) 議員等に感染が認められた（陽性となった）場合、又は濃厚接触者となった場合は、登庁しないこととし、復帰時期等については保健所の指示・判断に従うものとする。
- (2) 議員は、(1)の指示・判断及び経過等について、遅滞なく議長へ報告するものとする。
- (3) 議長は、議員の感染が判明した場合、感染拡大防止を図るため、全議員に対し注意喚起を行うものとする。

### \*濃厚接触者とは

厚生労働省では「必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m以内）で15分以上接触があった場合」とされています。保健所は、発症2日前から入院等をした日までに接触があった人について、関係性、接触の程度等の疫学調査を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうかを判断しています。

## 4 その他

このマニュアルに記載のない事項にあつては、状況に応じて臨機に対処するものとし、必要に応じてマニュアルの改正を行うものとする。